

犯罪被害者等の医療費及び死体検案書料に関する公費支出要綱

(令和元年10月10日沖例規広相第2号/捜一第1号/会第1号)

第1 目的

この要綱は、犯罪被害者又はその遺族の精神的かつ身体的負担の軽減、二次的被害の防止及び捜査協力の確保に資するため、医療費及び死体検案書料の公費支出に関する事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪被害者に対する医療費の公費支出

1 公費支出対象者

公費支出の対象となる者は、次に掲げる罪に係る犯罪被害者（以下「被害者」という。）とする。

- (1) 強制わいせつ罪（刑法（明治40年法律第45号）第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ等致傷罪（刑法第181条の罪）
- (6) 殺人未遂罪（刑法第203条の罪であり、同法第199条に係るものに限る。）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (7) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (8) 強盗・強制性交等罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (9) 前記(1)から(8)までに掲げる罪以外の罪で、致傷を結果とする結果的加重犯において、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (10) 警察署長が、警察本部事件主管課長（以下「本部主管課長」という。）及び警務部広報相談課被害者支援室長（以下「被害者支援室長」という。）と協議して前記(1)から(9)までに掲げる罪と同様に公費支出の必要があると認めるもの

2 公費支出除外事由

医療機関等に対する公費支出を行うまでの間において、次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、原則として、公費支出を行わないものとする。ただし、公費支出を行わないことが、社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 被害者に犯罪行為を教唆し、幫助し、又は誘発する行為があるとき。
- (2) 被害者に犯罪行為に関連する不正な行為又は犯罪被害を受ける原因となった不注意若しくは不適切な行為があるとき。
- (3) 被害者が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に現に属しているとき、又は属していたとき。
- (4) 被害者が、自己負担による支出を希望するとき。

- (5) 被疑者又はその関係者から医療機関において発生した費用の支払を受けたとき。
- (6) 他の法令に基づく公的給付があるとき。

3 公費支出する医療費の種別

公費支出する医療費の種別は、次に掲げるとおりとする。ただし、前記1の(6)、(7)及び(9)の罪に係る被害者については、(1)及び(5)のみとする。

- (1) 初診料（時間外、深夜又は休日の加算料を含む。）
- (2) 初回処置料
 - ア 致傷に伴う処置料（レントゲン検査を含む。）及び薬剤料
 - イ 子宮頸管粘液、血液その他の鑑定資料の採取に伴う費用
 - ウ 膣内洗浄、血液検査、尿検査又は超音波検査に伴う費用
- (3) 性感染症（梅毒、H I V、クラミジア、カンジタ、トリコモナス、B型肝炎及び淋病）検査費用（再診料を含む。）
- (4) 緊急避妊処置費用（経口避妊薬を用いるものに限る。）
- (5) 診断書料
- (6) 人工妊娠中絶費用（再診料、検査費、手術費、術後検診費、入院費（個室代を除く。）及び死産証明書料であって、死産した胎児の埋葬費その他の人工妊娠中絶後に新たに発生する各種経費については、含まない。）

4 公費支出する医療費の対象範囲

- (1) 公費支出する医療費の額は、原則として、保険診療による医療費の自己負担額とする。ただし、被害者が保険診療の適用を希望しないとき、若しくは被害者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等による医療保険制度に加入していないとき、又は医療機関が被害者の加入する医療保険制度による保険診療を適用しないときは、当該医療費の実費とする。
- (2) 被害者が、警察への届出前に既に医療機関を受診し、かつ、医療費（人工妊娠中絶費用を除く。）を自己負担していた場合において、医療費が公費支出の対象になると認めるときは、被害者に対する医療費の返還手続が終了した後の当該医療費に係る医療機関からの請求額とする。
- (3) 性感染症検査費用は、初診の医療機関において、梅毒、H I V、クラミジア、カンジタ、トリコモナス、B型肝炎及び淋病のうち、医師が必要と認める検査項目であり、かつ、被害者が性感染症検査を希望したときに認めるものとする。この場合において、後日、性感染症検査を実施するときは、医師及び被害者と協議し、発生から3か月以内の診療日に行うものとする。
- (4) 緊急避妊措置費用は、初診の医療機関において、医師が必要と認め、かつ、被害者が投薬を希望したときに認めるものとする。
- (5) 診断書料は、原則として、被害者1名につき1通分とする。ただし、負傷部位により複数の医療機関（産婦人科、外科等）において診察したときは、それぞれの医療機関ごとに1通分とする。
- (6) 人工妊娠中絶費用は、この制度を利用して緊急避妊処置を受けた被害者であり、かつ、当該被害者が人工妊娠中絶を希望したときに認めるものとする。ただし、当該人工妊娠中絶費用について、公費支出としないことが、社会通念上適切でないとき

認められる特段の事情があるときは、本部主管課長及び被害者支援室長と協議し、公費支出の可否を判断しなければならない。

5 公費支出手続

(1)～(6)省略

6 留意事項

- (1) 公費支出の運用に当たっては、その趣旨を理解し、被害者の心情に配慮して、不用意な言動等により精神的被害等の二次的被害を与えることがないように適切に対応すること。
- (2) 被害者が未成年であるときは、保護者又はこれに代わるべき者に対し、その趣旨を説明し、十分な理解を得ておくこと。
- (3) 前記3に規定する医療費以外の処置を受けるときは、被害者の自己負担となることから、事前に被害者及び医療機関に対して十分に説明し、理解を得ておくこと。
- (4) 公費支出の方法は、医療機関が指定する銀行口座に振り込む方法のみとし、現金による支出、立替払及び銀行口座以外の金融機関への支払は行わないこと。
- (5) 被害者が緊急避妊の処置を希望するときは、避妊の効果及び身体への影響について事前に医師を通じて被害者に説明すること。
- (6) 人工妊娠中絶は、母体保護法（昭和23年法律第156号）の規定により妊娠22週以降の墮胎が禁止されていること及び指定医師以外の医師による人工中絶処置は禁止されていることから、医療機関とも綿密な連携を図り、被害者の妊娠周期の特定及び一般社団法人沖縄県医師会を通じた指定医師の資格確認を確実に実施し、警察介入後の母体保護法違反が問疑されぬよう特に留意すること。

第3 被害者の遺族に対する死体検案書料の公費支出

1 公費支出対象者

公費支出の対象となる者は、次に掲げる罪に係る被害者の遺族（以下「遺族」という。）とする。

- (1) 強制わいせつ等致死罪（刑法第181条の罪）
- (2) 殺人罪（刑法第199条の罪）
- (3) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (4) 強盗致死罪（刑法第240条の罪）
- (5) 強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪）
- (6) 前記(1)から(5)までに掲げる罪以外の罪で、致死を結果とする結果的加重犯

2 公費支出除外事由

第2の2の規定に準ずるものとする。この場合において、第2の2の(4)中「被害者」とあるのは「被害者の遺族」と、第2の2の(5)中「医療機関において発生した費用」とあるのは、「死体検案書料」と読み替えるものとする。

3 公費支出手続

(1)～(6)省略

4 留意事項

- (1) 公費支出の運用に当たっては、その趣旨を理解し、遺族の心情に配慮して、不用意な言動等により精神的被害等の二次的被害を与えることがないように適切に対応す

ること。

- (2) 公費支出の方法は、死体検案書を作成した医師が指定する銀行口座に振り込む方法のみとし、現金による支出、立替払及び銀行口座以外の金融機関への支払は行わないこと。

第4 関係書類の保存期間

省略

別記様式は省略